

提出された意見とこれに対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和2年12月14日（月）から令和3年1月13日（水）まで
- 2 意見の件数 4人 51件
- 3 意見の内容と県の考え方

（1）計画に関するもの

【第1章 計画の基本的事項】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	p.1 第1節 趣旨及び目的 SDGsに関する記述が全くないが、山口県環境基本計画、山口県地球温暖化対策実行計画と整合を図るために記述すべきではないか。	本計画の上位計画に当たる山口県環境基本計画にあわせて、記述しました。

【第2章 現状と課題】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	p.12 ③再生利用（リサイクル）の状況 「リサイクル率」の記述があるが、何をもってリサイクルとしているのか、不明確である。	リサイクルとは廃棄物（ごみ）の全部又は一部を資源として再生利用することです。 ごみの総排出量に占める再生利用量の割合をリサイクル率（再生利用率）としています。
3	p.24 ○最終処分の状況 最終処分量が増えた理由として、広域最終処分場（新南陽広域最終処分場）が新たに供用開始され、県内の受入先が増えたとあるが、広域最終処分場の供用開始に伴い、リサイクル等の中止により最終処分量が増えた場合は、記載のとおりであろうが、そうでない場合は誤解を与えかねないので削除すべきではないか。	御意見を踏まえ、削除しました。
4	p.26 表2-2-4 種類別最終処分量の推移について、汚泥やがれき類は増加しており、鉍さいやばいじんの増加も顕著であることから、「全体量は増えています。全体として、最終処分量の多くを占める鉍さい、汚泥は増加しているが、廃プラスチック類は減少傾向にあります」等に修正すべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
5	p.34～ 表2-3-6 及び表2-3-7 「主な取組や推進の方向性」と「主な数値目標と進捗状況」が必ずしも連動していないのではないか。	「主な数値目標と進捗状況」は、「主な取組や推進の方向性」に関連する数値目標について、現状の進捗状況を◎○△で評価したものであり、数値目標として設定していない項目の評価は行っていません。
6	p.34～ 表2-3-6 及び表2-3-7 「数値目標」が設定されていない「主な取組や推進の方向性」に係る項目についても現行計画と同様に進捗状況の評価すべきであり、特に、公共関与による広域処理体制については、「公共関与処分場における産廃の安定的受入体制確保…○」と修正すべきではないか。	

7	p. 34～ 表 2-3-6 及び表 2-3-7 項目を「主な数値目標等の進捗状況」等に修正したら如何か。	
8	p. 36 ○発生・排出抑制（リデュース） 「県民にマイバック持参等のライフスタイルの変革を促し」とあるが、本県では、平成21年4月から主な食品スーパー等を対象にレジ袋の無料配布を中止しており、レジ袋辞退率は9割を超え、既にマイバック持参等のライフスタイルは定着していることから、「ライフスタイルの更なる変革」等にすべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
9	p. 39 ○PCB廃棄物の適正処理 「高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和2年度末まで」と記述されているが、第4次計画の始期は令和3年度からなので、処理期間が終了しており記載は不要ではないか。	御意見を踏まえ、削除しました。
10	p. 41 ④ 海洋ごみの発生抑制から回収・処理までの一体的な取組 主な海洋ごみであるプラスチック関連の記述がないことから、「…本県は、プラスチックごみ等海洋ごみ…」としたら如何か。	御意見を踏まえ、修正しました。
11	p. 41 ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるごみ処理への影響 活動不能にならないような体制づくりが求められていることから、「…廃棄物処理業者等で感染者が発生し活動不能になった場合の対策等、…」については、「…廃棄物処理業者等で感染者が発生した場合であっても、活動が継続できる体制づくりなど…」とすべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。

【第3章 基本方針・目標】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	p. 44 (2) 廃棄物の適正処理の推進 (3) 廃棄物の適正処理体制の確保 第3次計画には、基本方針に「災害廃棄物の適正な処理」が記載されているが、素案の基本方針には、災害廃棄物の記載がなく、施策の展開につながらないため、(2)、(3)の項目で記載すべきではないか。 また、「第3章 基本方針・目標」と「第4章 施策の展開」が繋がらない項目があるため、修正すべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
13	p. 44 ○ 廃棄物の適正処理体制の確保 産業廃棄物の現状と課題としては触れられていないが、施策展開の基本方針には後継処分場の整備に向けた検討を進めると記述されている。記述するのであれば、現状把握の中に課題等の記述が必要ではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。

14	<p>p. 50 2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】 県内の資源のリサイクル率は、まだ上げられる余地があると考ええる。そのために、例えば、大型の最新リサイクル施設などの整備、あるいは産学官の連携による開発テーマとしての取組について検討する予定はあるか。</p>	<p>県は、廃棄物の3Rに係る実用化技術での事業化に向けた産学公民連携プロジェクトチームへの支援や、廃棄物の3R及び未利用エネルギー利活用施設整備補助を行っています。 今後も継続してこれらの事業を実施することにより、資源循環型産業の育成強化を図ることとしており、第4次計画の重点プロジェクトの1つとしています。</p>
15	<p>p. 50～ 第3節 目標、第4節 取組指標 「現状」と「目標」のみの記載となっているが、第3次計画の目標に対する進捗状況も踏まえた設定であることから、第3次計画の目標や実績を併せて明示してはどうか。 また、第3次計画から継続の案件、目標達成による削除案件、新規追加案件が明確になるよう記述されたい。</p>	<p>第3次計画の目標や実績は、第2章第3節に記述しています。 また、第3次計画と同様に、巻末の資料編に補足説明資料として「目標設定の考え方」を示しています。</p>
16	<p>p. 51 第4節 取組指標 取組の主体を考えて設定するべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>

【第4章 施策の展開】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
17	<p>p. 54～ 1 3Rの推進 3Rの推進のためには、県民への通知、広報、教育が重要と考えますが、大量のごみが発生する祭り催し等でこそ、徹底した分別回収の実施、資源ごみ再生を企画として実施すべき。</p>	<p>県が主催する大規模イベントでは、「環境配慮型イベント（エコイベント）開催指針」に基づき、廃棄物の3Rの推進等、環境に配慮して開催することとしています。 それ以外のイベントにおいて、廃棄物の3Rを推進するためには、県民への周知が課題の一つと考えており、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

【第6章 本計画に盛り込む個別計画】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
18	<p>p. 73 1 背景と目的 「…山口県ごみ処理広域化計画を策定しました。」の後に、「この計画に基づき、平成14年度から県下全域を対象としたごみ焼却灰のセメント原料化システムを構築し、広域的なごみ処理体制を維持、継続している」旨を追加すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>
19	<p>p. 73 1 背景と目的 「安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築」とあるが、一般廃棄物である旨を明記することが必要ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>

20	p. 75 (2) 最終処分場 最終処分場の場合、残余容量を考慮して次期処分場を計画するため、全体容量ではなく、残余容量を記載すべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
----	---	-----------------

【第7章 各主体の役割分担と計画の推進】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
21	p. 89 7 県 県は、コーディネーターとしての役割のほか「推進主体」としての役割があることも明記すべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
22	p. 91 図 7-3-1 推進体制の図示では、県行政組織のみの記述／構成になっているように見受けられる。県民や各種団体が参加となるよう対応されたい。	図 7-3-1 に示す各関係機関は、県内の消費者団体、県民活動団体、業界団体、事業者等から構成されていることから、県民や各種団体が参加する体制となっています。
23	p. 91 図 7-3-2 PDCAサイクルについて記述・図示がありますが、「C (Check)」の頻度が不明である。PDCA 1 サイクルの予定を明示願う。	施策の進捗状況や環境の現状等の把握は毎年行っており、山口県環境白書や県のホームページで公表しています。

【計画全般について】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
24	「(排出) 事業者」についての記述はあるが、「販売事業者」(販売時点では、廃棄物という認識や判断がないものの、消費者の手元に届いた後、廃棄物が発生する品目(梱包等)を販売する事業者)の責任に対する施策の視点が欠落しているのではないか。	「販売事業者」は、「事業者」に含まれており、第7章に役割として、生産・製造段階での具体的取組を記述しています。
25	事業者の従業員に対する教育で、社会問題・コンプライアンス・環境問題等は手薄な限りである。事業者の対従業員教育責任を明示すべきと考える。	事業者の従業員に対する教育の内容は、事業者が決めるものと考えます。
26	本計画は、国の施策の影響を強く受けるものと感じたが、「国に対して意見する」という点の記述が抜けているのではないか。	国に対しては、施策の推進に当たって、必要に応じて要望等を行っています。
27	本計画は、3次計画を基に策定したものであるが、どこを基にどう策定したのか不明確である。強化・追加項目が分かるような記述を追加すべきと考える。追加明示の計画で再度意見募集することが妥当である。	第3次計画における現状と課題を第2章で記述しており、これを踏まえて第3章以降を策定しています。 なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再意見募集の予定はありません。

28	計画（案）内に数値指標を明示する場合は、「過去実績－基準年実績－目標値」の明示を必須とする様、県行政として対応願う。	スペースの関係から、過去実績は示していませんが、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
29	前述で複数「明示を御願ひします」「内容を追加すべき」等としている通り、当該計画（案）、記述内容に不足があると感じる。 内容再検討の上、計画（案）再作成再度意見募集実施すべきと考える。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再意見募集の予定はありません。
30	文中年月表記が元号西暦併記の一方、図表は元号、元号略号のみ表記が多く、時系列把握が困難な場合がある。西暦表記又は元号西暦併記に統一をお願いする。 パブリック・コメントについては、年月表記を西暦表記又は元号西暦併記に統一するよう、県行政対応をお願いする。	本計画本文では、和暦・西暦併記としています。 また、図表はスペースの関係から、元号略号表記としています。 なお、いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
31	文中語句に意味が分かりにくい専門用語・行政用語が散見される。他のパブリック・コメントと同様の語句解説を掲載願う。 語句解説の無い意見募集など、意見募集の体をなしていないと感じる。 パブリック・コメントについては、語句解説掲載を必須とするよう、県行政対応を願う。	第3次計画と同様に、本文末に「用語解説」を添付します。 なお、いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
32	各ページの図表記に通し番号がついているのは有り難い。 パブリック・コメントについては、図表記に通し番号を付ける事を必須とするよう、県行政対応を願う。	いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
33	各数値・グラフ表記・図示について、出典が明示されているのは適切と感じる。 パブリック・コメントについては、各数値・グラフ表記・図示については出典の明示を必須とするよう、県行政対応を願う。	いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。

（２）その他（パブリック・コメントの実施方法等）

	意見の内容	意見に対する県の考え方
34	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施（1/3時点）、（資料数十ページにもなる案件も含む）の中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していないと感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
35	当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	

36	<p>前述、当案件当時期パブリック・コメント／意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行／スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須等）を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
37	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント／意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回／複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント／県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント／県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
38	<p>同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
39	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
40	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p>	
41	<p>前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・コメント／意見募集でも指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p>	
42	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント／県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。</p>	
43	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期限延長を求める。</p>	
44	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>

45	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県庁ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月19日の中国新聞及び12月20日の山口新聞「山口県からのお知らせ」)により広報に努めました。</p> <p>また、資料は、県庁ホームページに掲載するだけでなく、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センターで文書閲覧により実施しました。</p>
46	<p>今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)に掲載案件・未掲載案件(別途小広告掲載)に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。</p>	
47	<p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。</p>	
48	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。</p>	
49	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。</p>	<p>意見提出者は4名、意見は51件寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。</p>
50	<p>パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっております。原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県庁ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討していきます。</p>
51	<p>資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。</p>	<p>学識経験者、消費者団体、一般公募委員等から構成する山口県環境審議会を通じ、様々な分野で活躍されている皆様から直接御意見をお聞きするとともに、市町等に対する意見照会を実施し、いただいた御意見を反映させています。</p>